

「メンタルヘルス相談業務委託（単価契約）」仕様書

1. 件名

メンタルヘルス相談業務委託（単価契約）

2. 目的

仙台管区气象台管内職員のメンタルヘルス対策として、管理監督者（職場の上司）及び職員本人からの悩みや相談に対し、助言やカウンセリング等を実施することにより、管内職員の健康保持の増進及びメンタルヘルス対策の円滑な実施を図る。

3. 履行場所

仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎 仙台管区气象台 ほか

4. 履行内容

別紙「メンタルヘルス相談業務内容」の項目について面談等を行うこと。

5. 面談実施日時

令和8年5月～令和9年3月までの月1回。（計11回）

毎月第4金曜日 9:00から12:00まで（1人当たり1時間・1日3件）
（当該金曜日が祝祭日の場合又は都合により第4金曜日に実施できない場合は、相談員と相談のうえ決定するものとする。）

※なお、事前予約により相談希望者がいない場合には、その月の面談は実施しない（実施しない旨の相談員への連絡は、概ね面談実施日の1週間前までとする）。

6. 相談員

心療内科医師又は下記資格と同等の資格を有する者。

※（財）日本臨床心理士資格認定協会「臨床心理士」

※（財）日本産業カウンセラー協会「産業カウンセラー」

7. 提出書類

相談員となる者の医師免許又は臨床心理士・産業カウンセラー資格証明書等の写し及び経歴を事前に総務課担当官へ各1部提出すること。

8. 検査

仙台管区气象台は、給付確認のため、仙台管区气象台が任命する検査職員により検査を実施する。

9. 連絡及び指示事項

（1）相談員は、本仕様の業務を遂行できる経験又は知識を有する者であること。

（2）面談予約受付は、総務課において行う。

（3）相談内容等は、秘密にすること。ただし、自殺防止等のため、緊急に関係者へ連絡しなければならない等の場合は、総務課担当者へ連絡すること。

（4）本仕様の業務に必要な機器等は仙台管区气象台が用意する。

（5）万一機器等に損傷を与えた場合は受注者の責任において、速やかに復旧すること。なお、復旧の方法等は、総務課担当者とは打合せのうえ、その指示に従い行うこと。

（6）業務の実施に必要な光熱水料については、当庁の負担とする。

（7）本仕様に疑義が生じた場合は、総務課担当者とは協議のうえ決定する。

メンタルヘルス相談業務内容

項 目	備 考
1 メンタルヘルスに関する相談等	
①管理監督者からの職場問題に関する相談	管理監督者向け
②職員本人の心の悩み、ストレス等に関する相談	職員向け
③休職中の職員（又は休職中の職員の管理監督者）に対する職場復帰に向けた助言	職員、管理監督者向け
④職場のメンタルヘルス対策への助言・情報提供	健康管理者向け
⑤必要がある場合、健康管理医との連絡・調整	必要がある場合